

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和8年 4月 1日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都羽村市栄町二丁目 28 番地 7  
羽村市商工会  
会長 島 田 哲一郎

東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1  
羽村市  
市長 橋 本 弘 山

令和6年2月21日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制

（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】

氏名：佐々木 規之、岡田真樹

連絡先：羽村市商工会 TEL:042-555-6211

【変更後】

氏名：佐々木 規之、山崎幸子、新島尚也

連絡先：羽村市商工会 TEL:042-555-6211

【変更理由】 法定経営指導員である岡田真樹氏が稲城市商工会に人事異動で転任となり、後任の法定経営指導員として山崎幸子氏が国立市商工会から着任するため変更する。  
また新島尚也を新たに法定経営指導員といたしたい。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：佐々木 規之・山崎 幸子・新島尚也

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

① 震災【羽村市国土強靱化地域計画、羽村市地域防災計画】

羽村市（以下、「市」という。）では、立川断層帯地震・多摩直下地震による最大規模の地震が起き、建物損壊・死傷者・帰宅困難者が多数発生すると想定している。具体的には下記の通りである。

羽村市における想定被害の総括表（抜粋）

区分	立川断層帯地震	多摩直下地震
規模	M7.4	M7.3
時期及び時刻	冬18時	冬18時
風速	8m/秒	8m/秒
死者	62人	10人
負傷者	587人	172人
建物被害（全壊）	490棟	108棟
停電率	19.4%	3.8%
断水率	76.7%	33.7%
帰宅困難者	13,497人	13,497人
出火件数	8件	2件

出典：羽村市地域防災計画（令和5年修正）

なお、東京都防災会議は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災やその後の様々な変化等を踏まえ、「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を作成し、令和4年5月に公表している。この被害想定では、M7クラスの首都直下地震（発生確率：今後30年以内70%）として、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震、M8～9クラスの海溝型地震（発生確率：今後30年以内70～80%）として、南海トラフ巨大地震等を検証している。

② 風水害【羽村市国土強靱化地域計画、羽村市地域防災計画、洪水・土砂災害ハザードマップ】

東京地方（島しょを除く）の降水量は、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などにより、狭い範囲に数時間にわたって強い雨が降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれる大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.5個、8月に0.8個、9月に1.1個、10月に0.7個となっている。（平成4年から令和3年までの30年平均。気象庁）

市の気象は温和であるが、平成30年に初めて40℃を超える猛暑日となり、その年は最低気温も-9.3℃まで下がった。風は夏に南寄り、冬は北よりの季節風が吹き、平均1.1m/秒程度である。

平年の年間降水量は1,563.3mmとなっており、年間降水量の過去8年間（平成25年～令和2年）で最も多いのは令和元年の2,198.5mmで、台風の影響で降水量が増えた。

市の洪水ハザードマップは、想定している最大規模として、多摩川流域に48時間で総雨量588mmの大雨が降り、多摩川が氾濫した場合を想定し作成している。それによると、多摩川の両岸において、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食ともに）が設定されている。

<近年の市における主な風水害>

⑦平成30年台風第24号

公園や小中学校など各所で暴風による倒木が発生し復旧工事を行った。

①令和元年台風第19号

市内を流れる多摩川の護岸の一部が破壊され復旧工事を実施するとともに、河川敷にある宮の下運動公園が増水により被災し、激甚災害の指定を受け復旧工事を行った。

③ 感染症

新型コロナウイルス感染症に代表される未知のウイルスの感染拡大は、市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数：1,830人

・小規模事業者数：1,178人

・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び幹線道路に隣接する場所に多く、工業系の事業者は、主に神明台工業団地及び栄・緑ヶ丘工業団地内に所在している。

産業大分類	団体名・項目	羽村市商工会	
		商工業者数	小規模事業者数
A	農業, 林業	2	2
B	漁業	0	0
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
D	建設業	145	142
E	製造業	130	85
F	電気・ガス・熱供給・水道業	7	1
G	情報通信業	20	15
H	運輸業, 郵便業	51	15
I	卸売業, 小売業	356	186
J	金融業, 保険業	23	7
K	不動産業, 物品賃貸業	127	117
L	学術研究, 専門・技術サービス業	70	53
M	宿泊業, 飲食サービス業	317	228
N	生活関連サービス業, 娯楽業	176	154
O	教育, 学習支援業	95	47

P	医療、福祉	197	74
Q	複合サービス事業	8	2
R	サービス業(他に分類されないもの)	106	52
合 計		1,830	1,178

(令和3年経済センサスー活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

### (3) これまでの取組

#### ①市の取組

- ・羽村市国土強靱化地域計画、羽村市地域防災計画の策定
- ・防災訓練・避難所開設訓練の実施
- ・羽村市洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの作成
- ・防災マップはむらの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定の締結
- ・メール配信サービスの導入  
※防災行政無線の放送内容や、防災・防犯情報を広く周知することができる登録制メール配信サービス
- ・アプリ「Yahoo!防災速報」の導入

#### ②羽村市商工会（以下、「商工会」という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・市が実施する防災訓練への協力
- ・東京消防庁福生消防署が実施する防災事業への協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を市、東京都商工会連合会へ報告

## 2 課題

現状では、商工会の緊急時の取組については、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、正規・非正規併せて職員が8名いるものの、市内在住者はおらず、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、商工会が推奨する保険・共済について、全ての内容を把握する職員が不足している、といった課題がある。

また、アフターコロナにおけるニューノーマルの感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、引き続き予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、今後予測される感染症拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会での役割分担・体制を整理し、市と連携・協力し、以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、公式ウェブサイト等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の課題解決のために専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談会を実施、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

- ・令和5年9月に事業継続計画を作成済である。

③関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・羽村地域産業振興懇談会（構成員：商工会、市、市内各金融機関、市内土業団体代表者等）において、最新の施策等の情報共有を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害時における発災時には、安全確保・人命救助が第一である。その点を確認した上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、商工会と市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、市における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・商工会と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず商工会職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・商工会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに市と情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

①発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙1「羽村市・羽村市商工会発災時における指示命令系統及び連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動内容を決める。
- ・商工会と市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会と市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、商工会及び市より東京都へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、商工会と市が共有した情報を東京都の指定する方法にて商工会又は市より東京都へ報告する。

②応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、商工会と市で調整を図る。（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

③地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

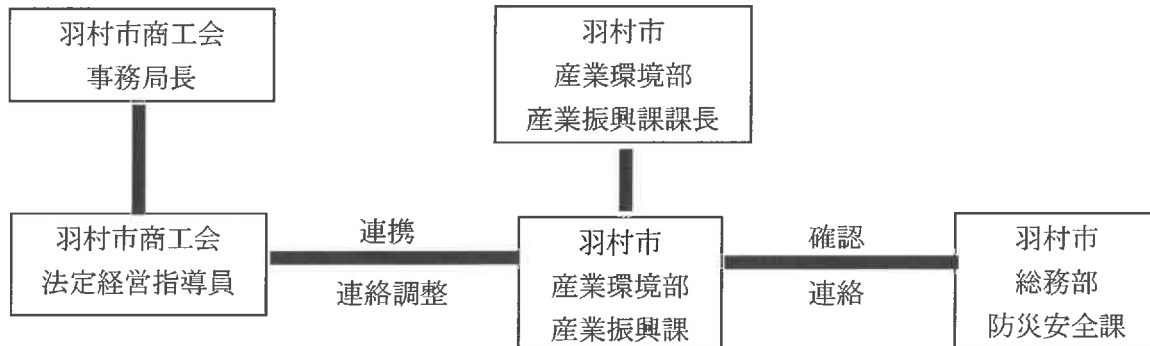
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 佐々木規之、山崎幸子、新島尚也（連絡先は後述 3 ①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

羽村市商工会

〒205-0002 東京都羽村市栄町 2-28-7

TEL:042-555-6211 FAX:042-555-6210

E-mail: hamurasi@shokokai-tokyo.or.jp

②関係市町村

羽村市 産業環境部 産業振興課

〒205-0003 東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1

TEL:042-555-1111（内線 660） FAX:042-579-2590

E-mail: s206000@city.hamura.tokyo.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ 懇談会運営費	30	30	30	30	30
・ チラシ等作製費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20
・ 郵送費他事務費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、羽村市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	